

西和賀町耐震改修促進計画

平成 21 年 10 月

西和賀町

目次

はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、被害の状況
 - (1) 想定される地震及び規模
 - (2) 地震の被害想定
- 2 耐震化の目標等
 - 1 耐震化の現状と目標設定
 - (1) 住宅及び多数の者が利用する建築物
 - (2) 公共建築物

第二章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針
 - (1) 役割分担の考え方
- 2 町が取り組む具体的施策の方向
 - (1) 町有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等
 - (2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり
 - (3) 耐震診断・耐震改修を行うための環境整備
 - (4) 建築関係団体・住民組織等との連携による普及・啓発
 - (5) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進
- 3 特定建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等への協力
 - (1) 耐震改修促進法等による指導等の実施への協力
 - (2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施への協力

第三章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

- 1 計画の推進体制

はじめに

1 計画策定の趣旨

○ 平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、このうち、4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、近年、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、いつどこで発生してもおかしくない状況にあると考えられています。

当町でも、平成20年6月14日の岩手・宮城内陸地震により震度5弱を観測し、地盤沈下による基礎のずれや建物の壁にひびが入る等の被害がありました。今後予測される宮城県沖地震等による被害を未然に防ぐためにも、建築物の耐震診断や耐震改修の推進は、町においても取り組むべき重要な課題です。

○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）が平成17年11月7日改正、平成18年1月26日に施行され、市町村においては県が定める「都道府県耐震改修促進計画」を勘案して、市町村の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めることとされました。

○ 西和賀町では、いつ発生するか分からない地震から未然に町民の生命や財産を守るため、計画的に建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図ることを目的に「西和賀町耐震改修促進計画」を策定しようとするものです。

2 計画の性格

○ この計画は、耐震改修促進法第5条に基づいて策定しており、町の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための指針となるものです。

○ この計画は「建築物の耐震化」の対策を主眼にしていますが、町の地震防災対策の基本は「西和賀町地域防災計画」に記載されていることから、この計画の内容についても「西和賀町地域防災計画」に反映させていくこととします。

3 計画の期間

平成21年度から平成27年度までの7年間とします。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 想定される地震及び規模

政府の沖地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、次の「宮城県沖地震（1978年）に宮城県沖で発生したマグニチュード（M）7.4の地震に代表される陸寄りの海域を震源域として繰り返し発生する大地震」が発生する確率は、平成18年1月から10年以内では70%程度、30年以内では99%となっています。県南部を中心に、県内の広い地域において震度5弱から震度6弱、西和賀町においても震度4から震度5弱の強い揺れが想定されています。

また、岩手県がこれまでに行った地震被害想定調査等によれば、活断層における内陸直下型地震（北上低地西縁断層郡北部の地震）によると、西和賀町の全域において震度5弱から震度6弱の強い揺れが想定されています。

(2) 地震の被害想定

国土交通省の資料によると、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の際、昭和56年以前のいわゆる旧耐震基準によって建築された木造建築物のうち、約65%が全壊や半壊などの被害を受けたことが判明しています。

また、平成16年10月に発生した新潟県中越地震についても、国土技術政策総合研究所及び建築研究所の調査によると、土砂崩れ等により倒壊した住宅や、現行の耐震基準に満たない古い木造住宅等に多くの被害が見られたと報告されています。

現在、西和賀町内で、昭和56年以前の旧耐震基準により建築された住宅の数は約1,800棟あり、阪神・淡路大震災と同規模の地震が発生した場合、そのうちの65%にあたる約1,170棟が全壊又は半壊等の被害を受けると想定されています。

2 耐震化の目標等

1 耐震化の現状と目標設定

(1) 住宅及び多数のものが利用する建築物

①耐震化の現状

- ・ 住宅

本町の住宅の耐震化の状況は表1のとおり、住宅総数2,750戸のうち、耐震性のある住宅は約1,200戸で、耐震化率は43%と推計されています。

- ・ 多数の者が利用する建築物

本町の多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は表1のとおりで、総数17棟のうち、耐震性がある建築物は10棟で、耐震化率は59%と推計されています。

②耐震化の目標

- ・ 住宅

耐震化率を52%とすることを目標とします。

- ・ 多数の者が利用する建築物

耐震化率を100%とすることを目標とします。

③耐震診断の目標

- ・ 住宅

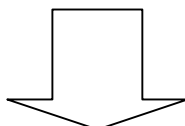
旧耐震基準による住宅について、平成21年度から平成27年度までに100戸以上の耐震診断が行われることを目標とします。

- ・ 多数の者が利用する建築物

旧耐震基準による建築物で耐震診断未実施のものうち、すべての建築物において耐震診断を行うことを目標とします。

住宅及び多数の者が利用する建築物

用途等	平成20年度（現状）				
	総数 A	旧耐震基準 による 建築物		新建築基準 による 建築物 D	耐震化率 E
		B	耐震性 有り C		
住宅（木造・非木造）	2,750	1,810	240	940	43
多数の者が利用する建築物	17	9	2	8	59



用途等	平成27年度（目標）				
	総数 F	旧耐震 基準に よる 建築物		新建築 基準に よる 建築物 J	耐震化率 K
		G	現状で 耐震性 あり H		
住宅（木造・非木造）	2,680	1,600	240	100	52
多数の者が利用する建築物	17	9	2	7	100

※ 単位：戸（住宅）、棟（多数の者が利用する建築物）

※ 規模要件（住宅を除く）

小学校、中学校	階数2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)
体育館	階数1以上かつ1,000㎡以上
上記以外の学校、病院、庁舎、その他	階数3以上かつ1,000㎡以上

※ 耐震化率

$$E = (C + D) \div A$$

$$K = (H + I + J) \div F$$

(2) 公共建築物

① 耐震化の現状

庁舎……………2棟とも旧耐震基準による建築物です。

学校……………21棟のうち10棟が旧耐震基準の建物です。

病院……………旧耐震基準による建物です。

町営住宅……………63戸のうち5戸が旧耐震基準による建物です。

体育施設……………4棟のうち1棟が旧耐震基準による建物です。

演劇場……………新耐震基準による建物です。

② 耐震化の目標

庁舎……………耐震化率を100%にすることを目標とします。

学校……………耐震化率を100%にすることを目標とします。

病院……………耐震化率を100%にすることを目標とします。

町営住宅……………耐震化率を100%にすることを目標とします。

体育施設……………耐震化率を100%にすることを目標とします。

演劇場……………新耐震基準の建物なので、現状を維持していきます。

③ 耐震診断の現状

庁舎……………平成21年度に実施しています。

学校……………旧耐震基準の10棟すべて完了しています。

病院……………耐震診断は平成21年度に完了しています。

町営住宅……………旧耐震基準の5戸すべて完了しています。

体育施設……………旧耐震基準の1棟について実施していません。

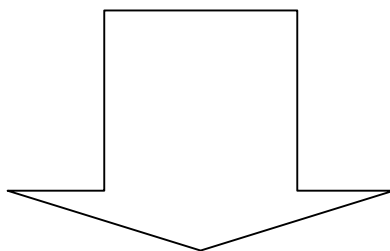
演劇場……………新耐震基準の建物です。

④ 耐震診断の目標

旧耐震基準による公共建築物で耐震診断未実施のものについて、建替えや用途廃止が決定しているものを除き、平成27年度までに耐震診断率を100%とすることを目標とします。

公共建築物

用途等	平成21年度（現状）						耐震化率
	総数 A	旧耐震 基準に よる 建築物 B	耐震診 断実施 済 C	診断率 C÷B	耐震性 有 D	新耐震 基準に よる 建築物 E	
庁舎	2	2	0	-	-	0	0
学校	21	10	10	100	3	11	67
病院	1	1	1	100	0	0	0
町営住宅	63	5	5	100	0	58	92
体育施設	4	1	0	-	-	3	75
演劇場	1	0	-	-	-	1	100



用途	平成27年度（目標）					耐震化率 (推計値) M
	総数 H	旧耐震 基準に よる 建築物 I	現状で耐震性有 J	平成27年度 までに耐震化 K	新耐震基準 による 建築物 L	
庁舎	2	2	-	2	0	100
学校	21	10	3	7	11	100
病院	1	1	0	1	0	100
町営住宅	63	5	0	5	58	100
体育施設	4	1	0	1	3	100
演劇場	1	0	-	-	1	100

※ 耐震化率： $G = (D+E) / A$ $M = (J+K+L) / H$

第二章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 役割分担の考え方

① 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。所有者等が地震に対する安全性を確保するために、進んで耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めます。

② 町の役割

住民にもっとも身近な行政主体として、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修に取り組んでいただくよう耐震化への働きかけをしていきます。

住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や耐震診断・耐震改修に係る所有者等の負担軽減のための事業主体として取り組みます。

町有施設が防災対策上重要な位置づけにあることが多いこと、町有施設の耐震化に対する積極的な取り組みが普及啓発の観点からも重要であることから、率先して耐震診断・耐震改修に取り組みます。

③ 県役割

町が行う耐震診断・耐震改修の促進への取り組みが円滑に進むよう支援します。

耐震診断や耐震改修には、一定の技術的な知識等は必要であり、また、耐震診断・耐震改修を行う業者は、1市町村にとどまらず営業活動を行っていることを踏まえ、住民や町に対する耐震診断・耐震改修の情報提供や業者の育成などを行います。

県が所管する民間等の学校、病院等の公共建築物について、設置主体に対して耐震診断・耐震改修を促進するよう啓発等を行います。

④ 建築関係団体の役割

建築の専門的知識を有している者であり、住宅・建築物の所有者等に直接接する機会も多いことから、耐震診断・耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断・耐震改修を希望する者の相談等に応じます。

2 町が取り組む具体的施策の方向

(1) 町有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

① 町有施設の耐震化

町有施設のうち、地震発生時に避難場所や防災活動の拠点となる施設のうち耐震化が必要と判断された施設について耐震化を促進します。

・ 学校

平成21年4月1日時点の学校数は9校（小学校7校・中学校2校）で、耐震改修促進法第6条で多数の者が利用する建築物に該当するものはすべての学校です。

旧耐震基準による校舎及び屋内運動場の耐震診断は完了しています。診断結果 I_s 値が 0.3 以下の建物は平成22年度に改修工事を実施する予定です。また、他の耐震強度基準に満たない建物についても計画的に耐震化を進めていきます。

・ 庁舎

役場庁舎の耐震診断については平成21年度に予定しています。耐震化については診断結果を踏まえ、本計画期間内に方向性を決定する予定です。

- ・ 体育施設
旧耐震基準の建物の耐震化については、本計画期間中に方向性を決めることとし、現在検討中です。
- ・ 病院
病院の耐震診断については平成 20 年度に完了しています。耐震化については平成 21 年度から平成 22 年度に掛けて改修工事を実施する予定です。
- ・ 町営住宅
旧耐震基準の町営住宅の耐震診断は平成 18 年度に完了しています。耐震化については、建替も含め、本計画期間内に方向性を決めることとし、現在検討中です。

又、防災活動拠点とならない施設についても、必要に応じ、耐震診断及び耐震改修を促進していきます。

(2) 民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

- ・ 町民にとって最も身近で生活の基本である木造住宅に対する耐震診断を促進するため、平成 18 年度から木造住宅耐震診断士派遣事業、平成 21 年 6 月から木造住宅耐震改修工事助成事業を導入し、実施しています。

今後は補助事業の拡充を視野に入れつつ、住宅全般及び不特定多数の者が利用する建築物に対する耐震診断について、県と協力しながら周知・実施に努めます。

- ・ 木造住宅については、既に簡便な方法で耐震性を調査できる方法を記載したパンフレットを平成 18 年度から平成 20 年度にかけて班回覧で住民に対し情報提供を行っておりますが、今後も引続き周知に努めます。
- ・ また、耐震改修については実例集等様々な資料が発行されていることから、これを利用した周知を行い、耐震改修が行いやすい環境整備に努めます。

①西和賀町木造住宅耐震診断士派遣事業

旧耐震基準（昭和 5 6 年 5 月以前）建築された木造住宅を対象に、耐震診断士により耐震診断を行う場合、要する経費の一部について町が助成を行うこととし、平成 18 年度から取組みを開始しました。

今後、平成 27 年度までに旧耐震基準による木造住宅において 100 戸以上で耐震診断が行われるよう、木造住宅耐震診断の支援を推進します。

<実績及び計画戸数>

H20（実績）	H21（見込）	H22～H24（計画）	H25～H27（計画）
9 戸	5 戸	36 戸	50 戸
累計	14 戸	50 戸	100 戸

②木造住宅耐震改修工事助成事業

木造住宅耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅所有者の負担軽減のため、要する経費の一部を補助する取組みを平成 21 年 6 月から開始しました。

今後、平成 27 年度までに耐震改修が必要とされた木造住宅において、100 戸以上で耐震改修工事が行われるよう、木造住宅耐震改修の支援を推進します。

③非木造、非住宅用途建築物の耐震診断の支援

旧耐震基準の非木造、非住宅用途建築物の耐震診断への取り組みの支援に努めます。

(3) 耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

①耐震診断士制度の活用

県の認定を受けた耐震診断技術者（岩手県耐震診断士等）の周知に努め、活用を図ると共に、岩手県などが開催する耐震診断講習会等の実施に関して協力及び支援を行います。

②耐震改修方法や耐震改修事業者の情報提供や紹介体制の整備

窓口において、耐震診断や耐震改修の情報提供を積極的に行います。また、岩手県耐震改修促進計画に則り、広域（地方）振興局、財団法人岩手県建築住宅センター等とあわせ、耐震診断や耐震改修の総合情報提供窓口を設置します。

<具体的取組例>

- ・ 住民が自ら簡易に行える「自己耐震診断方法」の紹介
 - ・ 耐震改修方法等についての定期的な相談
 - ・ 耐震診断士、耐震改修事業者等の専門家登録情報の提供
 - ・ 耐震診断・耐震改修の実施状況のデータ公開
- なお、これらの情報は町公式ウェブサイトも活用して情報提供を行います。

(4) 建築関係団体・住民組織等との連携による普及・啓発

①耐震対策推進に向けた組織づくり

建築関係団体等からなる耐震対策推進のための組織づくりに参加、普及・啓発を行います。

②住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発事業の実施

- ・ 耐震診断や耐震改修の重要性を紹介するパンフレットの配布を行う等、住民、家屋所有者等の啓発を行います。
- ・ 地域の自治会組織を活用した普及啓発事業を実施します。
- ・ 毎年実施される防災訓練の実施にあわせ、町内会、自主防災組織と連携し耐震化に関する知識の普及を行います。
- ・ 専門家を活用して、耐震診断や耐震改修の意識づけを行います。
- ・ 地震防災マップを作成し公表します。

※ 公表した地震防災マップについては、実情に応じてバージョンアップ、制度及び確度の向上を行う等必要に応じて見直すこととします。

③住民に対する耐震診断・耐震改修のメリットの周知

- ・ 耐震改修を行った場合の税制特例等について紹介します。
- ・ リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットについて、住民への情報提供を行います。

(5) 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

①震災時の拠点となる建築物の機能確保

震災時に拠点となる施設は、構造的に、震災時に倒壊しないだけでなく、非常時にも機能を発揮することが必要であるため、電気・ガス・水道等のライフラインの耐震対策を進めます。

②地震時における緊急輸送道路の確保

災害時における多数の者の円滑な避難、救急消防活動、避難者への緊急物資の輸送等を確保するため、町地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路や避難道路沿いの木造住宅の耐震化を進めます。

③ブロック塀の安全対策

地震によりブロック塀が倒壊すると、死傷者が出る恐れがあるだけでなく、非難や救助・消火活動にも支障が出る可能性があることから、県と共に建築パトロール等を通じ安全対策を進めます。

④窓ガラス・天井・外壁等の落下物による安全対策

地震により窓ガラス・天井・外壁等が落下すると、死傷者が出る恐れがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも支障が出る可能性があることから、県と共に建築パトロール等を通じ安全対策を進めます。

⑤安全なエレベーター対策の推進

地震時におけるエレベーターの閉じ込め等を防止するため、初期微動を感知し最寄の階に停止し、ドアを開放する装置の設置を推進するための実態把握や普及啓発活動を、県と協力しながら進めます。

3 特定建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等への協力

(1) 耐震改修促進法等による指導等の実施への協力

- ・ 特定建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める必要があります。
- ・ 町では、県が特定建築物の所有者に対して指導及び助言を行う際の協力をを行うものとします。

(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施への協力

- ・ 町では、公表を行ったにも関わらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条の規定により、県が、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、保安上必要な措置をとることなどについて、勧告・命令を実施する際に協力をを行うものとします。

第三章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

1 計画の推進体制

岩手県では、県、市町村、建築関係団体等の関係者で構成する「岩手県耐震改修促進協議会」を設置し、耐震診断、耐震改修の普及、啓発に係る協力、情報交換等を行い、計画の円滑な実施を図ることとしています。町としても、協議会と連携し建築物の耐震化を推進します。

凡例、用語

本計画における表記	内 容
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号)
耐震診断	地震に対する安全性を評価すること
耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改修、修繕、模様替え、敷地の整備を実施すること
所管行政庁	建築主事を置く市町村（建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村を除く）については当該市町村長、その他の市町村については知事。
多数の者が利用する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第2条第2項に規定する規模以上の建築物。
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令もしくは条例の規定による基準
新耐震基準	昭和56年6月1日以後に着工した建築物に適用される、地震に対する安全性にかかる建築基準法又はこれに基づく命令もしくは条例の規定による基準
特定建築物	多数の者が利用する建築物であって、旧耐震基準の適用を受けるもののうち、いわゆる基準不適合の建築物

【参考資料】

多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第6条、耐震改修促進法施行令第2条関係)

用途	規模要件	指示対象となる規模要件	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、聾学校もしくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に共されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
劇場、観覧場、映画館、演劇場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上		
事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
幼稚園、保育所	階数2以上かつ1,000㎡以上	750㎡以上	
博物館、美術館、図書館	階数2以上かつ500㎡以上	2,000㎡以上	
遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
工場(危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上		
車輛の停車場又は船舶もしくは航空機の発着場を厚生する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	

